

監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、石川県知事から、監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和7年7月8日

石川県監査委員

同

同

同

平 蔵 豊 志

谷 内 律 夫

村 上 勝

作 田 有 子

(別 紙)

工試高第291号
令和7年5月16日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和7年3月19日付け石監査第635号で報告のあった令和6年度行政監査の結果（指摘事項）について、別添「行政監査結果（指摘事項）措置内訳表」のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知します。

別添

所属名	指摘事項	監査結果に基づいて講じた措置
工業試験場	工業試験場については亡失が2点あったことから、所要の措置を講じるとともに、今後、物品の不用決定等の必要な手続を経ることなく、廃棄することがないよう、適切な物品管理に努める必要がある。	亡失の重要物品2点については、直ちに亡失手続を行った。（産業政策課裁定済） 今後は備品を所有する部と管理部担当者との連絡を密にし、不用物品の整理を行いつつ、逐次廃棄等、必要な手続を経るよう厳に留意する。 また、備品管理に関しては管理部で複数職員によるダブルチェックを行い、管理に漏れのないような体制とする。